

大学院通信教育課程に関する Q & A

出願資格関係

Q1. 出願資格について教えてください。

A. 専修学校、短期大学等ではり師・きゅう師の免許を取得した後、鍼灸に関する実務経験（教員養成課程での就学期間を含む。）を3年以上有している方には原則、入学資格を認めています。このことから、上記の場合に限り「入学資格認定申請書」「学習歴等の調書」を出願書類に添えて提出いただくことができます。なお、上記以外の場合は、出願開始1カ月前までのご提出をお願いします。
すでに大学を卒業されている場合は、入学資格審査の書類を提出する必要はありません。

Q2. 盲学校理療科卒業の場合は可能でしょうか？

A. 盲学校理療科卒業の場合は、高等学校卒業となり、専門学校卒業ではありませんので出願資格を得ることはできません。

Q3. 盲学校の理療科教員をしていますが出願は可能でしょうか？

A. 4年制大学を卒業されていれば可能です。なお、大学を卒業されていない場合は、上記1の入学資格審査の書類を提出することが必要です。

入試関係

Q1. 出願書類にある「研究計画書」は、いつまでに提出したらよいのでしょうか？

A. 出願時に他の書類と一緒に提出して下さい。なお、研究計画書を作成される場合、専攻分野の記入例を参考にして下さい。

Q2. 研究内容、研究方法、研究テーマが明確ではありませんが、何か詳細な資料はありますか？

A. 指導教員から出されている研究課題を参考にして下さい。なお、記載されている研究課題以外で自分が行いたい研究課題があれば指導をお願いする教員と相談し、どのような研究ができるかを決めて下さい。

Q3. 研究テーマは、こちらが希望したものをアレンジして組み立ててもらえるのでしょうか？

A. 面談の上、研究可能かどうかを話し合ったうえで実施可能な研究ができるように指導教員と共に組み立てて下さい。

Q4. 指導教員がどんな専門であるのかよくわからないのですが、待っていれば研究方法などの説明をしてもらえるのでしょうか？

A. どのような分野の研究を希望しているのかを所定の用紙「研究課題についての調査票」に記載し、提出していただければ、その分野の教員を紹介します。その上

で教員と面談し、研究計画について話し合ってください。

Q5. 具体的な研究方法は、詳細に打ち合わせをする必要があると思いますが、電子メールだけで可能でしょうか？

A. 出願する前に必ず希望する指導教員と面談して下さい。電子メールだけでは決まられませんので面談の上でよく打ち合わせをする必要性があります。

授業関係

Q1. テキスト教材で学習する場合に、学習した内容、学習した時間等を報告するのでしょうか？

A. 報告する必要はありませんが、レポート課題の提出期限が有りますから、それに間に合うように自宅学習を進めて下さい。入学時に配付する「授業計画」に従って学習していただければと思います。

Q2. 自宅学習の場合に、どれくらい勉強したかが不明であると思うのですが、学習してしなくても、したと見なされるのでしょうか？

A. 自宅学習の量に関係なく、レポート課題と科目修了試験(口頭もしくはテスト)に合格すれば単位が取得できます。

Q3. テキスト教材の評価は、どの程度の頻度で、どのような評価が行われるのでしょうか？

A. 1単位につき1つの課題がだされ、3000字～4000字のレポートを提出しなければなりません。提出期限はポータルサイトに提示します。レポートが合格すれば科目修了試験を受けてください。科目修了試験の内容は、提出されたレポートの内容から出題され、口頭もしくは筆記にて行います。なお、科目修了試験はスクーリング時に行います。

研究について

Q1. 既に長年研究した業績を図書として出版したものがありますが、それを修士論文として提出することは可能でしょうか？

A. それはできません。在学中に指導教員と確認した研究課題に沿ったものでなければなりません。それが在学中に書籍として出版されたものであれば、併せて論文形式に調べて提出することは可能です。書籍そのものは論文ではないということです。

Q2. これまで研究したものがありますが、他大学との共同研究の場合には、どのような手続きをすれば、その論文を活用することが出来ますか？

A. 入学以前に研究したものは、提出できません。その延長として指導教員のもとに更に継続し、研究したものは可能です。指導教員とは関係なく他大学との共同研究は修士論文としては提出できません。

Q3. 臨床研究を行なう場合に、開業しているところの患者さんに十分な説明と同意を得て協力してもらうことは可能でしょうか？

A. 残念ながらそれはできません。現段階では、人を対象とする臨床研究の場合、大学のキャンパス内で実施しなければならないことになっています。

Q4. 臨床研究の際、倫理委員会の承認が必要な場合とそうでない場合の違いは何でしょうか？

A. 臨床研究については、すべての研究は倫理委員会の承認を得ることが必要になります。例外は有りません。

以下は臨床研究の定義です（「臨床研究に関する倫理指針」厚生労働省、平成 20 年 7 月 31 日全部改正）。

臨床研究とは、医療における疾病の予防方法、診断方法及び治療方法の改善、疾病原因及び病態の理解並びに患者の生活の質の向上を目的として実施される次に掲げる医学系研究であって、人を対象とするものをいう。

- ① 介入を伴う研究であって、医薬品又は医療機器を用いた予防、診断又は治療方法に関するもの
- ② 介入を伴う研究（①に該当するものを除く。）
- ③ 介入を伴わず、試料等を用いた研究であって、疫学研究（明確に特定された人間集団の中で出現する健康に関する様々な事象の頻度及び分布並びにそれらに影響を与える要因を明らかにする科学研究をいう。）を含まないもの（以下「観察研究」という。）

Q5. 修士論文の試験はどのようにして行われますか？

A. 主査、副査の 3 名以上の審査員によって行われます。主として論文に関する口述による試験が最終試験として行われます。

Q6. 質問があるとき、どの程度の期間で担当の先生から返事をもらうことが出来るのでしょうか？ また、夜中等緊急の連絡をする場合はどうすれば良いのでしょうか？

A. 質問に対する回答は原則 3 日以内にしたいと考えています。但し、論文などを調べてから回答しなければならないような場合は、それ以上の日数を要しますので、その場合は時間がかかることを 3 日以内に連絡します。なお、連絡はポータルサイトのメッセージもしくは掲示板の機能を使用して下さい。また、緊急連絡をとらなくてもいいように予め計画的に授業・研究の計画をたてて下さい。

長期履修学生制度について

Q1. 履修期間の延長は可能ですか？

A. 実務に就きながら大学院教育が受けられる通信教育課程では、職業等を有している方を対象とした長期履修学生制度を設けています。同制度には3年制コースと4年制コースがあり、3年制コースでは2年制コースの1年次の教育内容を1・2年次で、2年次の教育内容を3年次で履修できるように配慮したスケジュールとしています。また、4年制コースでは2年制コースの1年次の教育内容を1・2年次で、2年次の教育内容を3・4年次で履修できるように配慮しています。

Q2. 長期履修学生制度の授業料を教えてください。

A. 通常、年間90万円の授業が、3年制コースでは年60万円に、4年制コースでは、年45万円に分割となります。

Q3. 長期履修生制度の3年、4年で履修する計画の際、時間割は均等割するのでしょうか、それとも、演習と特別研究以外は、2年間で全部とっても良いのでしょうか？

A. 特に演習と特別研究は連動していますので、これは指導教員と一緒に3年、4年の計画表にそって実施して下さい。講義科目は自宅学習ですから、制限は有りませんので2年間で単位が取れるとなれば自分のペースで行って下さい。長期履修生制度は、その修業年限内で30単位以上単位を取得すれば良いことになっています。但し、授業科目の開設時期が有りますのでそれに従ってください。

Q4. 長期履修生制度で3年あるいは4年で申請していたが、予定より早く修了することができる見通しができたが、変更できるでしょうか？

A. 履修期間は、履修期間の変更申請・許可によって延長又は短縮することができます。ただし、在学中に履修期間の変更が認められるのは、1回限りです。なお、履修期間を短縮する場合は、研究計画の関係もあることから修了の前年度には変更の申請をしなければなりません。

スクーリングについて

Q1. スクーリングの際に指導教員の指定した曜日に出向できない場合には、どうすれば良いのでしょうか？大学以外の場所でもスクーリングは実施可能でしょうか？

A. 必ず指導教員に連絡を取ってください。連絡方法は、ポータルシステムを介して行います。緊急の場合のみ、指定された電話やメールで連絡を取ってください。

また、原則としてスクーリングは大学のキャンパス内で実施しなければなりません。

Q2. スクーリングは、合計時間数をクリアすれば、夏休みや2泊3日など、種々の方法を活用することが出来るのでしょうか？

A. スクーリングは、必ず月一回というものではありません。特に特別研究のスクーリングは、集中して行うことも可能です。その点については指導教員と調整して

下さい。

なお、基本的に、スクーリングの実施は次のケースのいずれかです。

- 1) 毎月 第3土、日曜日（月2日実施）
- 2) 夏季8月下旬、冬季2月下旬（各1週間集中で実施）
- 3) 指導教員と時間の合う時間（不定期で実施）

Q3. スクーリングの際、出席確認はどのように行われるのでしょうか？

A. スクーリングを受講した日付を担当教員が記録することで出席確認を取ります。

Q4. 土日のスクーリングが原則であると思うのですが、不慮の事故、交通渋滞等、間に合わない場合の連絡網は、土日でも機能するのでしょうか？

A. 連絡のとり方については、あらかじめ提示しますので、必ずポータルシステムの掲示板をみて確認をしておいてください。

Q5. スクーリング等では、自動車通学は可能でしょうか？

A. 事前に申請し本学から許可を得た場合、可能です。なお、途中の事故については、自己責任となります。

Q6. スクーリング時に宿泊する場所として、大学内に学生寮等の施設はありますか？

A. 大学の寮はありません。スクーリング時の宿泊については、本学所有の宿泊施設「京都エミナース」をはじめ、近隣の宿泊施設をご利用下さい。

学生生活

Q1. 急ぎの場合に、教員に電話等で直接指導を仰いでも良いか

A. 原則的にポータルサイトのメッセージもしくは掲示板の機能を使用して下さい。緊急の場合でも指定された電話に連絡してください。その上で指導教員からの連絡を待って下さい。

Q2. 通信制の学生でも学割を使うことは可能でしょうか？

A. 大学院の学生証が発行されることから学割の使用は可能です。

Q3. 住居地近隣の他大学の図書館活用のサービスは受けられるのでしょうか？

A. 大学図書館が発行する閲覧願を提出すれば可能です。但し、大学の図書館協会に属している大学に限られます。